令和9年度用

チビッコホーム
利 用 案 内



申請期間にご注意ください！

一斉受付期間は１ページをご覧ください。

一斉受付期間の申請は電子申請が便利です！

電子申請方法は２ページをご覧ください。

岸和田市　こども家庭応援部　子育て支援課　放課後こども担当（市役所新館地下1階）
〒596-8510　岸和田市岸城町7番1号
TEL　072-423-9610（直通）
HP　http://www.city.kishiwada.osaka.jp

目　　次

◆令和９年度チビッコホーム利用許可申請の手続き◆・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

◆特別支援学校児童のチビッコホーム利用について◆・・・・・・・・・・・・Ｐ．５

◆夏期チビッコホームの利用について◆・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．６

◆チビッコホーム（学童保育）の概要◆・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８

◆記入例◆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．12

◆チビッコホームＱ＆Ａよくある質問集◆・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．22

◆その他◆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．24

◆令和9年度チビッコホーム利用許可申請の手続き◆

申し込みにあたっては、8～11 ページの「チビッコホームの概要」をよくお読みください。

1. 一斉受付期間

令和9年4月からチビッコホームの利用を希望される方、夏期チビッコホームの利用を希望される方の受付期間となります。

【電子申請での一斉受付期間】

令和8年 11 月 16 日(月)午前9時 00 分から令和9年1月 19 日(火)午後5時 30 分まで

【子育て支援課窓口での一斉受付期間】

令和9年1月8日(金)午前9時 00 分から令和9年1月 19 日(火)午後5時 30 分まで

子育て支援課窓口での受付日時							
曜日	月	火	水	木	金	土	日
日付					1/8	1/9	1/10
受付時間					9：00～17：30	休み	休み
日付	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17
受付時間	休み	9：00～17：30	9：00～17：30	9：00～17：30	9：00～17：30	休み	9：00～17：30
日付	1/18	1/19					
受付時間	9：00～17：30	9：00～17：30					

（1）一斉受付期間内申請の利用決定は**受付順ではありません**。一斉受付期間終了後に**低学年から利用決定**し、定員を超えた場合は学年毎に抽選を行い、利用または待機順位を決定します。**前年度の利用の有無に関わらず、抽選により決定します**ので、その旨を了承の上、申請してください。

（2）一斉受付期間終了後の申請（随時受付）は、学年によらず**受付順となります**。定員に余裕がある場合は4月からご利用いただけますが、定員を超えている場合は一斉受付期間内申請分の待機決定児童の次に登録となり、順番をお待ちいただくことになります。

（3）5月以降から利用をご希望される場合は、一斉受付期間終了後の申請（随時受付）となり、利用開始月の前月1日から申請を受け付けます。

2. 受付場所・受付方法

◎子育て支援課へ持参　※ 市民センター、支所、保育所(園)、幼稚園などでは受付できません。

児童について聞き取り等行う場合がありますので、申請書はできる限り保護者が持参してください。(郵送や電話等では受付できません。)

◎電子申請(一斉受付期間のみ)

令和9年度チビッコホーム利用申請について、一斉受付期間(令和8年 11 月 16 日(月)午前9時 00 分から令和9年1月 19 日(火)午後5時 30 分まで)のみ電子申請を受け付けます。

スマートフォン、タブレットなどで市役所閉庁日時であっても申請できますのでご活用ください。

(1)申請方法

以下のURL、QRコードから入力フォームへアクセスし、申請してください。

令和9年度チビッコホーム利用申請入力フォーム
https://logoform.jp/form/heqL/1372888

(2)事前に準備が必要なもの

事前に以下の添付書類を画像形式で保存してください。

・本人確認書類:マイナンバーカード(写真のある表面のみ)、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書などいずれか1点

・就労証明書

・その他添付書類

(3)注意事項

・1 人の対象者(児童)につき 1 回の申請が必要です。複数人の申請を同時に行うことはできません。

・申請内容に修正・変更がある場合は、再度申請はせずに必ず子育て支援課までご連絡ください。

・入力後、申請内容に誤りがないか必ず確認してください。

※ 一斉受付期間の申請資格の詳細については、3、4ページをご参照ください。

※ 申請書の記入漏れ、必要書類が不足している場合も一旦受付しますが、指定した期間内に書類等の提出が無いときは申請を却下します。

※ 申請書提出後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに子育て支援課に届け出てください。勤務条件や世帯構成等事実と異なる場合は利用を許可しないことがあります。また、年度途中に判明した場合、退室していただくことがあります。

※ 申請を取り下げる場合は速やかに子育て支援課へご連絡のうえ、取下届をご提出ください。

※ 利用負担金(協力金)及び延長保育料、諸費(おやつ代、教材費等)に未納がある場合、利用許可できないことがあります。

3. 申請資格

本市に居住し、小学校または特別支援学校の新1年生から6年生までの児童で、保護者が就労（育児休業中を含む）、就学、出産（産前6週、産後8週の属する月に利用可能）、疾病、障がい、看護や介護により、**14 時を超えて夕刻までの間、児童の保育に欠ける状態が月 15 日以上、3ヶ月以上継続するため、**放課後家庭において保育が受けられない状況にあること。

※ 令和9年度より利用希望日時点で、保護者が育児休業中の場合も利用可能になります。ただし、就労証明書に育児休業期間と復職（予定）年月日が記載されている必要があります。

※ 児童が在籍または居住する小学校区に開設するチビッコホームを利用します。**ただし、チビッコホーム未開設の東葛城小学校区については山滝チビッコホームの利用となり、放課後等に安全指導員の引率によりタクシーで児童をチビッコホームまで送り届けます。なお、退室は原則お迎えが必要です。（お迎えが難しい場合は子育て支援課へご相談ください）**

※ 特別支援学校児童については5、6ページをご覧ください。

※ 私立小学校児童については子育て支援課までお問い合わせください。

※ 夜勤のため退勤時間が午前5時を超える場合は、午後2時を超えるものと同等と判断します。

4. 提出に必要な書類

児童1人につき1通提出してください。（兄弟姉妹で申し込む場合「就労証明書」は父母ともに1通で結構です。）

（1）令和9年度放課後児童健全育成事業（チビッコホーム）利用許可申請書（全員）

児童の保護者がご記入ください。記入は黒色のボールペンを使用し（鉛筆不可）、修正は修正液等を使用せず必ず二重線で抹消し、改めて正しく記入してください。

なお、2施設以上ある小学校区は申請受付状況により各ホームの利用を決定しますので、入室先は選択いただけません。

＊ 利用期間･･･4月から継続しての利用を希望される場合は「通年」にチェックしてください。

「朝陽・大宮・常盤・旭・東光・太田・城東」については、夏休み期間のみの「夏期チビッコホーム」を開設します。

上記7校区に在籍または居住する児童で、夏休み期間のみの利用を希望される場合は「夏期」にチェックをし、対象校区に〇印をしてください。利用方法等につきましては6ページの「夏期チビッコホームの利用について」をご覧ください。

＊ 1週間の利用予定日数･･･利用が始まってから、1週間のうち何日利用する予定かを記入してください。

まだ決まっていないという場合でも、現時点での予定として記入してください。

申請後、予定日数が変わっても届出の必要はありません。

また、記入した予定日数を超えて利用することもできます。

※この予定日数は、利用許可や抽選の順番とは関係ありません。

＊ 第4面の児童調査票において、手帳等の交付を受けている場合は、写しを添付してください。

（2）就労証明書（全員） ※下記の書類が提出できない場合や求職中の場合は申請できません。

◎証明書・診断書等は申請日前の**6ヶ月以内**に発行されたものが必要です。

※証明日がないものは無効となる場合があります。

①雇用されている証明（育児休業中と4月中に就職先が内定している方を含む。）

会社員、パート・アルバイト、派遣、自営業従事者、会社役員の場合は、就労証明書を勤務先に提出し証明を受けてください。父母ともに必要です。また、利用希望日時点で、育児休業中の方は就労証明書に育児休業期間が記入されている必要があります。

修正液等で訂正された就職証明書は無効となる場合があります。訂正が生じた場合は二重線で抹消し、改めて正しく記入を受けてください。

就労証明書の項番5「就労時間」が変則就労で証明されている場合

下記内容を満たす直近3か月以内の1か月分（育児休業中の方は育児休業直前の１か月分）の勤務時間がわかるシフト表や就労実績表等を提出してください。

就労日や就労時間を従業員以外の方が見て理解でき、かつ申請資格である「14 時を過ぎた勤務が月に 15日以上」を満たすもの シフト表や就労実績表がない場合、ご自身や会社で作成いただくようお願いいたします。なお、ご自身で作成する場合は、作成いただいたものに会社名、内容を確認された勤怠ご担当者様名、「内容が間違いない」旨の記入をお願いします。

4月中に勤務を開始することが内定している方へ

就職内定先で証明を受けることが可能な場合は「内定証明（勤務開始日が4月中であること）」として証明を受けてください。内定証明を受けられない場合は、採用内定通知や合格通知および月間就労日数と就労時間がわかるもの（就業規則等）の写しを添付してください。ただし、勤務開始後速やかに「就労証明書」を取得し子育て支援課へ提出してください。

現在就学中で4月中に勤務を開始する見込みの方へ

現在就学中で、国家試験等の結果待ちのため就職内定証明を受けることができない場合は、子育て支援課へご相談ください。

②自営業（父母が個人事業主である場合）、内職

就労証明書を記入し、Ⓐ自営業であることが確認できる書類（コピー可）次の①～④いずれか１つを添付のうえ、提出してください。（「就労時間」を変則就労で証明している場合は上記の内容を満たすシフト表等が必要）

①　直近の確定申告書の写し（自営業であることが確認できる場合）
②　健康保険資格がわかるもの（保護者本人が健康保険（岸和田市国保は除く）被保険者である場合）
③　会員証または加入者証（保護者本人が各事業者組合（協会）の会員である場合）
④　開業届出書（税務署に開業届（再発行に期限があります）を提出している場合）

③就学

就労証明書裏面の『就学』欄を記入し、「在学証明書（または学生証の写し）」及び「時間割表の写し」を添付してください。

4月中に就学が内定している方へ

「入学予定先の合格通知書等4月中に就学することが確認できる書類の写し」、及び「授業時間と月間授業日数がわかるもの（募集要項など）」を添付してください。

ただし、就学後速やかに「在学証明書（または学生証の写し）」及び「時間割表の写し（就学時間等確認できるもの）」を子育て支援課へ提出してください。

④出産、疾病（自宅療養、通院、入院）、障がい

就労証明書裏面の『出産、疾病（自宅療養、通院、入院）、障がい』欄を記入し次の書類を添付してください。

＊ 出　　産…母子健康手帳の写し（母の氏名及び分娩予定日の記載があるもの）
利用許可期間は、産前6週間が属する月の月初めから産後8週間が属する月末までで（4月からの利用に該当する場合は、一斉受付期間に申し込みが可能です。5月以降に利用開始の場合は、利用開始月の前月１日から申請を受け付けます。）

＊ 疾　　病…医師の診断書（療養期間と常時児童の保育に欠ける旨もしくは入院期間記載のあるもの）

＊ 障　が い…身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し

⑤病人や障がい児（者）等の看護、介護

就労証明書裏面の『病人や障がい児（者）等の看護、介護』欄を記入し、次の書類を添付してください。

＊ 看　　護…看護対象者の診断書（看護期間の記載があるもの）

＊ 介　　護…身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し、要介護度を証明する書類の写しのいずれか（入所、入院者は対象外）

◎ 弟妹が市立総合通園センターに通園している場合、介護の申請理由で申請いただけます。
兄弟姉妹がその他の療育施設等に通所・通園している場合は、子育て支援課へご相談ください。

※ 疾病・障がい・看護・介護等の場合、その為に生じる子の保育に欠ける日数・時間を基準に判断することになりますので、各種手帳や証明書類があれば必ず利用できるわけではありません。

（3）児童シート（全員）

（4）負担金減免申請書（減免申請希望者のみ。9ページ「利用負担金の免除」参照）

（5）延長保育申請書（午後6時～6時 30 分の延長保育利用希望者のみ。別途料金必要）

（6）食物アレルギー調査票（食物アレルギーが現在ある、または過去にあった児童のみ）

5. 申請結果通知等

一斉受付期間内の申請者には、審査のうえ、1月下旬に**結果通知を発送**します。

※ お電話によるお問い合わせにはお答えできません。

（1）申請者数が定員内の場合

『利用内定通知書』をお送りします。

（2）申請者数が定員を超えた場合

低学年から利用内定し、内定者には『利用内定通知書』を、抽選該当者には『抽選通知書』をお送りします。
抽選結果により、2月中旬に『利用内定通知書』または『待機決定通知書（待機順位）』をお送りします。

※ 一斉受付期間後の申請については、一斉受付期間内の申請分の利用・待機決定後の審査となりますのでご了承ください。

6. 利用説明

チビッコホームの利用説明についての方法や傷害保険加入手続きに関しては、利用内定者に文書にてお知らせします。

7. 利用待機について

チビッコホームは、放課後の児童の安全・安心な生活の場を確保するため、1ホームあたりの定員数を設けています。定員を超えた場合、一斉受付期間の申請分については、低学年から利用決定し、**定員を超えた学年毎に抽選を行い、利用または待機順位を決定しますので、欠員が生じるまで利用をお待ちいただく場合があります。**（欠員が生じた時点で、待機順位に従って順次利用案内文書をお送りします。）

◆特別支援学校児童のチビッコホーム利用について◆

特別支援学校に入学予定または在籍する児童の利用要件等は次の通りです。

1. 利用要件

①障がいの程度が中程度までで、チビッコホームにおいて集団生活が行える。
②チビッコホームにおける生活の中で、投薬等の医療行為を必要としない。
③チビッコホームまで保護者またはそれに代わる人で児童の送迎ができる。
※送迎支援制度がありますのでご相談ください。

2. 利用施設

児童が在籍する小学校区に開設するチビッコホーム

3. 受入人数

1施設につき1名（在籍児童数が 20 名未満の施設は2名）とします。これを超える申し込みがあった場合は、抽選により利用児童を決定します。

4. 審査方法

①利用の可否については、審査会を開催し決定します。
②利用可否の判定のため、児童が通所、通学している施設等を訪問し、日頃の様子を見学させていただく場合があります。また、保護者及び児童との面談を行わせていただく場合があります。

◆夏期チビッコホームの利用について◆

1. 夏期チビッコホームとは

夏休み期間のみ特別教室等を利用し、期間限定で開設するチビッコホームです。夏休みのみチビッコホームの利用を希望する方、また定員超過のためチビッコホームの利用待機となられた方の夏休み対策として開設します。

夏期チビッコホームの開設のない校区で利用待機となられた方については、市が指定する他校区のチビッコホームで定員に余裕があればご利用いただくことができます。対象となる他校区の施設につきましては、利用待機となられた方に文書で6月中旬頃にご案内します。

2. 開設場所及び定員

校区	開設場所	定員
朝陽	朝陽小学校内	40 名
大宮	大宮小学校内	40 名
常盤	常盤小学校内	40 名
旭	旭小学校内	40 名
東光	東光小学校内	40 名
太田	太田小学校内	40 名
城東	城東小学校内	40 名
その他	市が指定するチビッコホーム	利用児童が 40 名に達するまで

3. 開設期間

令和9年7月 21 日（水）～8月 24 日（火）　※日曜日・祝日を除く。

4. 利用申請

夏期チビッコホーム開設校区で、夏期チビッコホームのみ利用（4月からチビッコホームを利用せず、夏休み期間のみ利用）を希望する場合は、一斉受付期間に申請書を子育て支援課へ提出してください。一斉受付期間を過ぎた後の申請は、随時受付となります。

その他校区では、夏期チビッコホーム（夏休み期間のみ）の申請区分はありません。その他校区で利用待機となられた方には、6月中旬頃にご利用いただけるチビッコホーム（校区外利用）を文書でご案内します。

5. 受付期間

(1)一斉受付期間
※受付日時は1ページをご参照ください。

(2)随時受付期間　令和9年1月 20 日（水）以降　9:00～17:30（土・日曜日、祝日除く）

6. 申請結果通知等

一斉受付期間内の申請者（通年利用希望で利用待機となられた方は、夏期チビッコホームの利用申請があったものとみなします。）には、審査の上1月下旬に**結果通知を発送**します。

（1）申請者数が定員内の場合

『利用内定通知書』をお送りします。

（2）申請者数が定員を超えた場合

次の優先順位から順に利用内定し、利用内定者には『利用内定通知書』を、抽選該当者には『抽選通知書』をお送りします。

【利用内定方法】

定員を超えた学年ごとに抽選を行い、利用または待機順位を決定します。新たに抽選をするのは夏期チビッコホーム申請者のみで、利用待機者は待機抽選番号がそのまま夏期チビッコホームの抽選番号となります。抽選結果については、2月中旬に『利用内定通知書』または『待機決定通知（待機順位）』を送ります。

※随時受付の申請については、利用希望期間（通年または夏期）を問わず一斉受付期間内の利用申請者の利用・待機決定後の審査となり、夏期チビッコホームの利用定員の残数により受付順で利用または待機順位を決定します。

【利用内定に係る優先順位】

①夏期1年生 ②待機1年生 ③夏期2年生 ④待機2年生 ⑤夏期3年生 ⑥待機3年生
⑦夏期4年生 ⑧待機4年生 ⑨夏期5年生 ⑩待機5年生 ⑪夏期6年生 ⑫待機6年生

※夏期は夏期チビッコホーム申請者を、待機は4月から利用希望の方で利用待機となられた方を指します。

※通年利用希望で利用待機となられた方は、通年利用（待機順位）のご案内をさせていただいた時点で、通年利用待機を辞退し夏期チビッコホームのみを利用することはできません。通年利用が優先となります。
夏期チビッコホームのみ利用を希望する場合は、通年利用を辞退していただきます。その後、随時受付として再度申請していただきます。

※夏期チビッコホームのご利用が必要でなくなった場合は、「申請取下届」を子育て支援課へご提出ください。

7. 利用説明

夏期チビッコホームの利用説明についての方法等につきましては、6月中旬に文書でお知らせします。

8. 費　用

（1）運営協力金 7,700 円

同一保護者で2名以上の児童が利用する場合（チビッコホーム利用を含む）、2人目以降は半額（3,850 円）です。

（2）諸　　費 2,200 円（おやつ代、教材費等）

（3）傷害保険料 800 円

（4）延長保育料 1,600 円　※午後6時～6時30分引き続き利用する場合。

※ 協力金の減免制度はチビッコホーム減免制度と同じです。
※ 諸費、傷害保険料、延長保育料の減免制度はありません。
※ 協力金（延長保育料を含む。）及び諸費は、出席日数に関わらず必要です。日割り計算はありません。
※ 傷害保険料は、令和9年度中の夏期チビッコホーム及びチビッコホームの利用に適用されます。
※ 夏期チビッコホーム利用に係る料金（協力金、延長保育料、傷害保険料、諸費）は、現金納付していただきます。

9. その他

上記に規定する事項以外については、チビッコホーム利用許可手続きに準じます。

◆チビッコホーム(学童保育)の概要◆

市では、小学1～6年生を対象に、小学校区内に『チビッコホーム』(学童保育)を開設しています。

1. 対　象

保護者が就労、就学、出産(産前6週、産後8週の属する月に利用可能。育児休業中は対象外)、疾病、障がい、看護や介護により、**午後2時を超えて夕刻までの間、児童の保育に欠ける状態が月15日以上、3ヶ月以上継続するため、**保育が必要な小学1～6年生。

2. 開設チビッコホーム及び定員

NO.	名称	定員	NO.	名称	定員
1	八木南第1チビッコホーム	50 名	11	大芝第1チビッコホーム	50 名
	八木南第2チビッコホーム	50 名		大芝第2チビッコホーム	50 名
2	八木北第1チビッコホーム	50 名	12	旭第1チビッコホーム	50 名
	八木北第2チビッコホーム	50 名		旭第2チビッコホーム	50 名
3	城北第1チビッコホーム	50 名	13	天神山チビッコホーム	50 名
	城北第2チビッコホーム	50 名	14	東光第1チビッコホーム	50 名
4	新条第1チビッコホーム	50 名		東光第2チビッコホーム	50 名
	新条第2チビッコホーム	50 名	15	山直北第1チビッコホーム	50 名
	新条第3チビッコホーム	50 名		山直北第2チビッコホーム	50 名
5	朝陽第1チビッコホーム	50 名	16	太田第1チビッコホーム	50 名
	朝陽第2チビッコホーム	50 名		太田第2チビッコホーム	50 名
6	大宮第1チビッコホーム	50 名	17	城東チビッコホーム	50 名
	大宮第2チビッコホーム	50 名	18	浜チビッコホーム	50 名
7	春木第1チビッコホーム	50 名	19	山直南チビッコホーム	50 名
	春木第2チビッコホーム	50 名	20	光明第1チビッコホーム	50 名
8	常盤第1チビッコホーム	50 名		光明第2チビッコホーム	50 名
	常盤第2チビッコホーム	50 名		光明第3チビッコホーム	50 名
	常盤第3チビッコホーム	30 名	21	中央チビッコホーム	50 名
	常盤第4チビッコホーム	30 名	22	修斉チビッコホーム	50 名
9	八木第1チビッコホーム	50 名	23	山滝チビッコホーム	50 名
	八木第2チビッコホーム	50 名			
10	城内第1チビッコホーム	50 名			
	城内第2チビッコホーム	50 名			
	城内第3チビッコホーム	50 名			

※申請者数によって、各チビッコホーム数を縮小して開設する場合がございます。

※2施設以上ある小学校区での入室先は選択できません。

3. 開設期間・時間

【期　間】令和9年4月1日（木）～令和 10 年3月 30 日（木）

※ 新1年生は、1学期の始業式前までの間は必ず保護者等による送迎が必要です。

【時　間】放課後～午後6時、学校休業日等は、午前8時 30 分～午後6時

延長保育 午後6時から6時 30 分まで（延長保育料が別途必要です。）

※ 午後5時以降（11 月、12 月は午後4時 30 分以降）のご利用には保護者等（保護者のほか祖父母、ファミリー・サポート・センター（協力会員）や送迎サービスを行っている事業所の方）のお迎えが必要です。

※ 施設への自動車の乗り入れは禁止されています。また、路上駐車は近隣へのご迷惑になりますので、自動車による送迎はご遠慮ください。

【休業日】日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、3月 31 日（年度末）

その他、学校伝染病まん延時、天災及び緊急時等、臨時休業となる場合があります。

4. 費　用

（1）利用負担金　月 7,000 円（毎月月末に指定口座より振替）

同一保護者で2名以上の児童が利用する場合、2人目以降は半額（3,500 円）です。

＊ 月末が金融機関の休業日の場合は翌営業日（12 月・3月は前営業日）の振替となります。

＊ 口座振替手続き完了までの間は毎月中旬に納付書を発行します。また、残高不足等で振替ができなかった場合には納付書付督促状を発行します。いずれも納期限までに、市指定金融機関窓口／全国の地方税統一 QR コード対応の金融機関／QR コード読み取りにて納付してください。

＊ 口座振替申請書は、利用内定通知時にご案内します。新2年生以上で既に口座振替をされている場合は再度のお手続きは不要です。**※納付義務者（振替口座の名義人）は申請書に記載した保護者名となりますので、申請書の保護者名記載にはご注意ください。**

市指定金融機関（☆印）及び口座振替取扱金融機関（★印）　（令和8年8月作成）

池田泉州銀行☆★	三井住友銀行☆★	みずほ銀行★	三菱UFJ銀行★
りそな銀行★	紀陽銀行☆★	関西みらい銀行★	大阪信用金庫☆★
成協信用組合☆★	近畿産業信用組合☆★	近畿労働金庫☆★	いずみの農業協同組合☆★
徳島大正銀行☆	ミレ信用組合☆	南都銀行☆	ゆうちょ銀行☆★

※上記金融機関は合併等により変更となる場合がありますが、あらためてご案内致しませんのでご了承ください。

利用負担金の免除

令和8年度住民税非課税世帯、生活保護受給世帯が対象です。適用を受けるには減免申請書及び必要書類の提出が必要です。負担金の減免は、申請書提出の翌月分からの適用となります。（市の審査があります。）なお、提出が遅れた場合や書類不備などの場合、遡って減免適用はできませんのでご注意ください。

【令和8年度住民税非課税世帯】

令和8年度【令和7年中所得】住民税課税状況により審査しますので、必ず申告を済ませておいてください。申告されていない場合は、審査できず負担金が必要となります。

○令和8年1月1日現在、本市の住民基本台帳に記載のあった人　⇒　減免申請書のみ提出してください。（世帯員全員が岸和田市の住民基本台帳に記載があれば添付書類は不要です。）

○令和8年1月1日現在、岸和田市外の住民基本台帳に記載のあった人　⇒　住民税所得課税証明書をその市区町村に請求し、減免申請書に添付してください。課税証明書は申請日前6ヶ月以内に発行されたものが必要です。

【生活保護世帯】

岸和田市生活福祉課で現在受給を受けている生活保護受給証明書の発行を受け、添付してください。

(2)諸　　費 月 2,000 円(おやつ代、教材費等。毎月チビッコホームに納付)

(3)傷害保険料 年　800 円(利用説明会時、または利用手続き時に納付)

(4)延長保育料 月 1,500 円(口座振替、または市指定金融機関窓口で納付書払い)

※ 諸費、傷害保険料、延長保育料の減免制度はありません。
※ 負担金(延長保育料を含む。)及び諸費は、出席日数に関わらず在籍している限り必要です。

5. 延長保育

午後6時から6時 30 分まで延長保育を利用することができます。利用については1ヶ月単位で申請することができます。

利用を希望する場合は、利用開始予定月の前月 25 日までに「延長保育(利用、中止)申請書」をチビッコホームに提出してください。

また、延長保育の利用を中止する場合は、必ず最終利用当日までに「延長保育(利用、中止)申請書」をチビッコホームに提出してください。申請書の提出が遅れた場合、提出月まで延長保育料が必要となります。ご注意ください。

6. チビッコホームでの生活

チビッコホームでは、自由遊び、集団遊び、本読み等を行い、支援員の指導のもとに生活をします。宿題をする時間は設けていますが教科指導は行いません。

7. チビッコホームへの入退室

児童のチビッコホームへの入退室については、原則保護者等による送迎をお願いします。

また、新1年生は、1学期の始業式までの間は必ず保護者等による送迎をお願いします。

なお、チビッコホームの利用を中抜け(1日の内に入室後、習い事等で途中退室し、再度入室すること。)するときは、児童の安全管理のため入退室にあたっては必ず保護者等による送迎が必要です。児童のみでの中抜けはできません。

児童の入室

(1)平日

授業終了後、児童自身で教室からチビッコホームへ入室します。

(2)学校休業日(土曜日、振替休日、春・夏・冬休み)

自宅から直接チビッコホームへ入室します。

児童の退室

(1)午後5時まで(11 月、12 月は午後4時 30 分まで)利用

保護者等のお迎えなしに児童のみでの帰宅を可としていますが、授業終了後の下校と違い一緒に帰るお友達も少ないので、できる限りお迎えに来てください。

(2)午後5時以降(11 月、12 月は午後4時 30 分以降)利用

学年に関わらず、保護者等のお迎えが必須です。終了時間までにお迎えが不可能な場合は、(1)の時間までの利用となります。

※ 「保護者等」とは、保護者のほかに祖父母、成人(18歳以上)の方、ファミリー・サポート・センター(協力会員)や送迎サービスを行っている事業所の方を指します。

8. 昼食の持参

給食がない日(短縮授業時、土曜日、長期学校休業期間等)は、昼食を持参していただきます。チビッコホームで

昼食の用意はできません。児童に材料だけやお金だけ持たせたりしないようにしてください。また、食中毒による事故を防ぐため、各家庭でお弁当を作られるときは腐敗しにくい食材を使用してください。

※カップ麺等加工を要する物は不可。

9. おやつの提供

チビッコホームでは毎日午後3時頃におやつを提供しています。食物アレルギーを有する児童への除去食対応を行っていますが、ご心配な場合はご家庭からご持参いただくことも可能ですので子育て支援課へご相談ください。

10. 伝染病まん延時

インフルエンザ等の伝染病等により、学級閉鎖や学年閉鎖になった場合、対象学級・学年児童は本人が発症していない場合でも閉鎖開始日からチビッコホームには出席できません。もちろん、児童本人が伝染病を患った場合は完治するまで出席できません。また、小学校が学校閉鎖となった場合はチビッコホームも臨時休業となります。

11. 活動中のケガや病気

チビッコホームで起こったケガや病気については応急処置（消毒程度）を行いますが、症状が重い場合は病院へ搬送すると同時に保護者に連絡し、直ちにお迎えに来ていただきます。（**治療費は自己負担**です。ケガに備え利用児童全員に傷害保険に加入していただきます。）

12. 利用許可の取消

チビッコホームの利用許可決定後、在籍中においても次のいずれかが判明した場合、**利用の許可決定を取り消します**のでご注意ください。

（1）利用許可申請書類の内容に虚偽の記入または申立てがあったとき
（2）世帯の状況や児童の保育ができない理由に変更があり、その結果利用要件を満たさなくなったとき
（3）長期欠席や無断欠席が続いたとき
（4）利用負担金、延長保育料、諸費等を3ヶ月以上滞納したとき
（5）児童の暴力行為、施設・設備・備品などの破壊行為により運営に支障をきたすとき
（6）その他チビッコホームの運営管理上、必要な指示に従わないとき

13. その他注意事項

（1）申込内容に変更が生じたとき、申込を取り下げるときは必ず子育て支援課にご連絡ください。必要なお手続きをご案内します。
（2）チビッコホームには利用休止制度はありません。月内に一度も出席しなかった場合でも在籍している限り利用負担金（延長保育料を含む。）及び諸費が必要です。1ヶ月以上出席されない場合は利用中止届を提出し、再度利用を希望する場合にはもう一度申請が必要です。
（3）傷病等により、チビッコホームで生活不可能な状態が長期に及ぶ場合、利用を中止していただく場合があります。
（4）チビッコホームにおける生活の中で、投薬などの医療行為を必要とする場合や集団生活が困難な場合は、利用をお断りする場合があります。
（5）利用許可申請書等提出書類に不備がある場合、利用審査・手続きができません。記入漏れ等がないよう十分ご注意ください。

＊ 本件利用許可してよろしいか	課　長	参　事	担当長	担当員

＊市使用欄				
添付書類 □就証 □児ｼ □減免 □延長 □ｱﾚﾙｷﾞｰ				
入所判定結果	承　諾	待機　　番	不承諾	
利用開始年月日				
スポーツ安全保険料				
口座確認		システム入力	台帳登録	通知書発行
新規	継続			

様式第１号（第１面）

記入例

令和９年度 放課後児童健全育成事業（チビッコホーム）利用許可申請書

現　住　所	〒596－0073 岸和田市岸城町7番1号 （マンション名・棟号数　マンション岸城205号）		受付印欄
（転入・転居予定の場合）新住所を記入⇒	〒 （転入・転居予定日：令和　年　月　日）		
ふりがな	きしわだ　たろう	電話番号 自宅	×××－×××× 携帯（父）090－▲▲▲－▲▲▲▲　携帯（母）090－●●●－●●●●
保護者氏名 ※口座名義人と同一	岸和田　太郎		
ふりがな	きしわだ　はなこ	性別	生年月日
児童氏名	岸和田　華子	男・(女)	平成・(令和) 元年 5月 20日（ 6 歳）
学校	城内　小学校　1　年生（令和９年４月の学年）		
利用期間	□通年　☑夏期（ ○○ ・ (△△) ・ ●● ・ ▲▲ ・ ◇◇ ）		
１週間の利用予定日数	この予定日数 1週間の利用 この利用予		5日/週
利用時間区分 （該当する１つにレ）	□ 午後５時 ☑ 午後６時まで（お迎え必須） □ 午後６時30分まで（お迎え必須）		

４月からの利用を希望する場合は「通年」にチェックをして下さい。

夏期チビッコホーム開設校区の児童で、臨時開設する夏期チビッコホームを利用希望する場合は「夏期」にチェックをし、対象校区に○印をして下さい。

未定の場合でも、現時点での予定日数として記入してください。
申請後、予定日数が変わっても届出の必要はありません。
また、記入した日数を超えて利用することもできます。
※この日数は、利用許可や抽選の順番とは関係ありません。

同居の家族全員（児童本人を除く）

続柄	氏名	性別	生年月日	利用開始希望日時点の状況（勤務先・学校・保育所名等）
父	岸和田　太郎	男	(昭)・平　年　月　日	別居の場合（住所　）
母	岸和田　陽子	女	(昭)・平　年　月　日	(就労)（育児休業中も含む）／就学／出産／疾病・障害／看護・介護 不在【 未婚／離婚／死別／離婚調停中／単身赴任／行方不明 】 別居の場合（住所　）
弟	岸和田　健太	(男)女	大・昭 平・(令) 3年5月17日	○△×保育所
		男 女	大・昭 平・令　年　月　日	
		男 女	大・昭 平・令　年　月　日	
		男 女	大・昭 平・令　年　月　日	

岸和田市長　様

上記のとおり　城内　（小学校）チビッコホームの利用許可を申請します。

令和　9　年　1　月　15　日　　保護者氏名　岸和田　太郎

同　意　書

１．住所地及び世帯構成等の確認のために必要であるときは、それらについて住民基本台帳等により確認されること。

２．負担金の算定のために必要であるときは、私及び私の家族に係る次の事項について確認されること。
(1) 市府民税等賦課情報
(2) 保護台帳に記載された生活保護受給の状況

３．児童の保育に配慮が必要であると認められるときは、次の事項について確認されること。
(1) 入所していた保育所（園）、幼稚園等における保育の状況
(2) 岸和田市立保健センターにおける定期健康診断の結果及び発達相談等の経緯
(3) 岸和田市就学支援等に関する委員会における審査の結果

４．児童を保育できない要件の確認のため、職場等に就労等の状況を確認されること。

５．児童の保育の実施において必要であるときは、利用するチビッコホーム、岸和田市立保健センター、岸和田市教育委員会、在籍校及び岸和田市子ども家庭応援部子育て支援課がその児童に関する情報を共有すること。

６．利用負担金・延長保育料・諸費を滞納した場合に、岸和田市等がこれらを徴収するために必要な範囲で本同意事項及び誓約事項の写しを添付のうえ、官公署・勤務先・取引先・金融機関等の関係者に照会すること。

チビッコホーム利用許可申請に際し、第２面と第３面の内容について誓約及び同意します。

岸 和 田 市 長　　様

令和**9**年**1**月**15**日

記入例

保護者住所　**岸和田市岸城町７番１号**
マンション岸城205号

保護者氏名　**岸和田　太郎**

第１面の保護者氏名（口座名義人）と同一

※ 第３面の記載事項に同意できない内容が含まれているとお考えの場合は、岸和田市こども家庭応援部子育て支援課（電話 072-423-9610）までお申し出ください。

第４面の児童調査票もご記入ください。⇒

令和９年度　チビッコホーム利用開始時の児童調査票

（ふりがな）　**きしわだ　はなこ**
児 童 氏 名　**岸和田　華子**

在籍保育所（園）・幼稚園名　**※新１年生のみ記入**

○△×保育所

記入例

- この調査票は、児童のチビッコホームでの健康と安全を守るため、利用開始時の資料とするものです。チビッコホームの運営以外には使用しません。
- 調査項目で該当するものを「○」で囲む、または直接記入してお答えください。
- 各調査項目について正確にお答えください。
- チビッコホームに直接伝えておきたいこと、相談したいことがありましたら、下欄に記入、もしくは子育て支援課までご連絡ください。

※以下の項目を確認し必ずチェックして提出ください。

≪日常生活について≫　　↓

大便の後始末を一人でできますか	（　できる　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
交差点を信号に従って、一人で渡れますか	（　**できる**　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
はさみで、簡単な形を切り取ることができますか	（　できる　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
電話を取り次いだり、留守を告げたりできますか	（　できる　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
ブランコなど、友達と順番に使えますか	（　できる　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
欲しい物があっても、説得されれば我慢できますか	（　できる　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
ゲームのルールを守って、友達と遊ぶことができますか	（　できる　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
自分の気持ちを相手にうまく伝えることができますか	（　**できる**　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
手本を見て、丸・三角・四角などを描けますか	（　できる　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
同年齢の子どもと、テレビで見た内容を話し合えますか	（　**できる**　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
友達と役割を決めて、ごっこ遊びができますか	（　**できる**　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
簡単なお使いを、一人でできますか	（　できる　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
服の着替えを、一人でできますか	（　**できる**　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
友達に誘われると集団遊びに参加することができますか	（　**できる**　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）
腹痛や頭痛など、身体の異常を家の人に伝えられますか	（　**できる**　・　できないときもある　・　できない　・　させたことがない　）

≪健康状態について≫

体調	（良い方　・　**普通**　・　良くない）
視力	（良い方　・　**普通**　・　良くない）
聴力	（良い方　・　**普通**　・　良くない）
風邪をひきやすい	（　**いいえ**　・　はい　）
頭痛を起こしやすい	（　**いいえ**　・　はい　）
腹痛を起こしやすい	（　**いいえ**　・　はい　）
熱を出しやすい	（　**いいえ**　・　はい　）
下痢をしやすい	（　**いいえ**　・　はい　）
ぜんそく	（　**なし**　・　過去にあり　・　〔時々・　頻繁〕あり）
アトピー	（　**なし**　・　過去にあり　・　〔時々・　頻繁〕あり）
てんかん	（　**なし**　・　過去にあり　・　〔時々・　頻繁〕あり）
ひきつけ	（　**なし**　・　過去にあり　・　〔時々・　頻繁〕あり）
食物アレルギー	（　なし　・　過去にあり　・　**あり**）

※「なし」以外は、食物アレルギー調査票を記入してください。

≪手帳等の交付について≫

手帳等の交付を受けていますか（　いいえ　・　**はい**　）

- ◆ 身体障害者手帳（　　級）
- ◆ 療　育　手　帳（Ａ　・　**Ｂ１**　・　Ｂ２）
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳（　　級）

※交付を受けている場合は写しを添付してください。

傷病名等　**広汎性発達障害（自閉症）**

≪あゆみファイルについて≫

あゆみファイルを持っていますか（　いいえ　・　**はい**　）

※個別相談支援のための「あゆみファイル」をお持ちの方で、小学校へ預けられている場合、情報を共有させていただくことがあります。

≪チビッコホーム利用にあたって、健康や安全面で心配なことや配慮して欲しいことがありましたら、ご記入ください。≫

コミュニケーションがうまくとれずに、お友達とトラブルになることがあります。

何かするときには、その都度ゆっくりとお話していただけると理解できます。

絵カードなどであらかじめ予定を示してあげると、より伝わりやすいです。

就労証明書

◎証明書・診断書は申請日の6ヶ月以内に発行されたものが必要です。
※証明日がないものは無効となります。

岸和田市長　　宛

証明日	西暦	2026	年	12	月	25	日			
事業所名	○△×(株)									
代表者名	○○　○○									
所在地	大阪市○△×区○△×町○番△号									
電話番号	○○○ — ○○○ — ○○○○									
担当者名	○○　○○									
記載者連絡先	○○○ — ○○○ — ○○○○									

記入例（就労の場合）

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で[illegible]問われる場合があります。

記入誤りの場合は修正テープを使用せず、二重線でご訂正ください。

有期契約で利用期間中または前に一度契約が切れるが、毎年更新を行っていて、利用期間中または前に更新が完了する場合、勤務先様が証明可能ならば「無期」にチェックし、「一番最初に契約した日」を雇用開始日として記入してください。
1年ごとの更新で始期と終期を更新ごとに記入せざるを得ない場合は、14番の「（雇用契約の）満了後の更新の有無」も記入してください。

実際の勤務場所を記入してください。

No.	項目														
1	フリガナ	キシワダ　タロウ													
	本人氏名	岸和田　太郎										生年月日	1990 年 4 月 18 日		
2	雇用(予定)期間等	☑ 無期	☐ 有期	期間（無期の場合は雇用開始日のみ）	2020 年 4 月 1 日 ～										
3	本人就労先事業所	名称	○△×(株)○△×営業所												
		住所	岸和田市○△×町○番△号												
4	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☑ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）													
5	就労時間（固定就労の場合） どちらかのみご記入ください 就労時間（変則就労の場合）	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間 189 時間 0 分（うち休憩時間 1260 分）				
		☑	☑	☑	☑	☑	☑	☐	☐						
		一月当たりの就労日数	月間 21 日	一週当たりの就労日数	週間 5 日										
		平日	9 時 0 分 ～ 18 時 0 分（うち休憩時間 60 分）												
		土曜	9 時 0 分 ～ 12 時 0 分（うち休憩時間 0 分）												
		日祝	時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）												
		合計時間	☐ 月間　☐ 週間	時間 分（うち休憩時間 分）											
		就労日数	☐ 月間　☐ 週間	日											
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）												
6	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年 月	年月	年 月	年月	年 月								
		日／月	時間／月	日／月	時間／月	日／月	時間／月								
7	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中													
		期間	年 月 日 ～ 年 月 日												
8	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み													
		期間	年 月 日 ～ 年 月 日												
9	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み	理由	☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　）											
		期間	年 月 日 ～ 年 月 日												
10	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み	年 月 日												
11	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中	期間	年 月 日 ～ 年 月 日											
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）												
12	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定													
13	備考欄														

追加的記載項目欄

※内容について電話連絡等にて証明担当者様に確認させていただくことがあります。
※個人事業主の方は裏面の添付書類が必要です。
※変則就労の方は下記内容を満たす直近3か月以内の1か月分の勤務時間がわかるシフト表や就労実績表等も添付してください。

就労日や就労時間を従業員以外の方が見て理解でき、かつ申請資格である「14時を過ぎた勤務が月に15日以上」を満たすもの
シフト表や就労実績表がない場合、ご自身や会社で作成いただくようお願いいたします。なお、ご自身で作成する場合は、作成いただいたものに会社名、内容を確認された勤怠ご担当者様名、「内容が間違いない」旨の記入をお願いします。

就労証明書

◎証明書・診断書は申請日の6ヶ月以内に発行されたものが必要です。
※証明日がないものは無効となります。

岸和田市長　　宛

証明日	西暦 2026 年 12 月 25 日
事業所名	○△×(株)
代表者名	○○　○○
所在地	大阪市○△×区○△×町○番△号
電話番号	○○○ — ○○○ — ○○○○
担当者名	○○　○○
記載者連絡先	○○○ — ○○○ — ○○○○

記入例（育児休業中の場合）

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又　　**合があります。**

記入誤りの場合は修正テープを使用せず、二重線でご訂正ください。

有期契約で利用期間中または前に一度契約が切れるが、毎年更新を行っていて、利用期間中または前に更新が完了する場合、勤務先様が証明可能ならば「無期」にチェックし、「一番最初に契約した日」を雇用開始日として記入してください。
1年ごとの更新で始期と終期を更新ごとに記入せざるを得ない場合は、14番の「（雇用契約の）満了後の更新の有無」も記入してください。

No.	項目																	
1	フリガナ	キシワダ　ヨウコ																
	本人氏名	岸和田　陽子														1990 年 4 月 18 日		
2	雇用(予定)期間等	☑ 無期	☐ 有期	期間（無期の場合は雇用開始日のみ）		2020 年 4 月 1 日 ～ 年 月 日												
3	本人就労先事業所	名称	○△×(株)×○△営業部															
		住所	大阪市○△×区○△×町○番△号															
4	雇用の形態	☑ 正社員	☐ パート・アルバイト	☐ 派遣社員	☐ 契約社員	☐ 会計年度任用職員	☐ 非常勤・臨時職員	☐ 役員										
		☐ 自営業主	☐ 自営業専従者	☐ 家族従業者	☐ 内職	☐ 業務委託	☐ その他（　　）											
5	就労時間（固定就労の場合） どちらかのみご記入ください 就労時間（変則就労の場合）	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間 189 時間 0 分（うち休憩時間 1260 分）							
		☑	☑	☑	☑	☑	☐	☐	☐									
		一月当たりの就労日数	月間 21 日	一週当たりの就労日数	週間 5 日													
		平日	9 時 0 分 ～ 17 時 0 分（うち休憩時間 60 分）															
		土曜	時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）															
		日祝	時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）															
		合計時間	☐ 月間 ☐ 週間	時間 分（うち休憩時間 分）														
		就労日数	☐ 月間 ☐ 週間	日														
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）															
6	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年 月	年月	年 月	年月	年 月											
		日／月	時間／月	日／月	時間／月	日／月	時間／月											
7	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定	☐ 取得中															
		期間	年 月 日 ～ 年 月 日															
8	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定	☑ 取得中	☐ 取得済み														
		期間	2025 年 7 月 25 日 ～ 2027 年 5 月 31 日															
9	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定	☐ 取得中	☐ 取得済み	理由	☐ 介護休業	☐ 病休	☐ その他（　　）										
		期間	年 月 日 ～ 年 月 日															
10	復職（予定）年月日	☑ 復職予定	☐ 復職済み	2027 年 6 月 1 日														
11	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定	☐ 取得中	期間	年 月 日 ～ 年 月 日													
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）															
12	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有	☐ 有（予定）	☐ 無	☐ 未定													
13	備考欄																	

追加的記載項目欄

※内容について電話連絡等にて証明担当者様に確認させていただくことがあります。
※個人事業主の方は裏面の添付書類が必要です。
※変則就労の方は下記内容を満たす直近3か月以内の1か月分の勤務時間がわかるシフト表や就労実績表等も添付してください。

就労日や就労時間を従業員以外の方が見て理解でき、かつ申請資格である「14時を過ぎた勤務が月に15日以上」を満たすもの
シフト表や就労実績表がない場合、ご自身や会社で作成いただくようお願いいたします。なお、ご自身で作成する場合は、作成いただいたものに会社名、内容を確認された勤怠ご担当者様名、「内容が間違いない」旨の記入をお願いします。

◎自営業（父母が個人事業主である場合）または内職の場合以下の証明書添付が必要です。

Ⓐ自営業であることが確認できる書類（コピー可）次の①～④いずれか１つの添付が必要です。

① 直近の確定申告書の写し（自営業であることが確認できる場合）

② 健康保険資格がわかるもの（保護者本人が健康保険（岸和田市国保は除く）被保険者である場合）

③ 会員証または加入者証（保護者本人が各事業者組合（協会）の会員である場合）

④ 開業届出書（税務署に開業届（再発行に期限があります）を提出している場合）

添付書類について不明な点がある場合はお問い合わせください。

◎ 就学【在学証明書（学生証の写し）、時間割表写しの添付が必要】

保護者氏名	**岸和田　陽子**		
就学時間	（平日） **8**時 **45**分～**17**時 **00**分　（土曜）　時　分～　時　分		
平均就学日数	１ヶ月　**20**日		
所在地	**岸和田市〇△×町〇番△号**		
学校名	**〇△×専門学校**	通学時間	片道　**20**分

◎ 出産、疾病（自宅療養、通院、入院）、障がい

出産【母子健康手帳の写し（母の氏名及び分娩予定日の記載があるもの）の添付が必要】

疾病【医師の診断書（療養期間と常時児童の保育ができない旨、もしくは入院期間の記載あるもの）の添付が必要】

障がい【身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写しの添付が必要】

保護者氏名	**岸和田　陽子**
病名・けが名 障がいの内容	**〇△×症候群**
出産予定日 または通院 入院の期間	（出産）予定日　年　月　日
	（通院）週　**4**回通院　**16**時　**00**分　～　**17**時　**00**分
	（入院）　年　月　日　～　年　月　日

◎ 病人や障がい児（者）等の看護、介護

看護【看護対象者の診断書（看護期間の記載があるもの）の添付が必要】

疾病【身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し、要介護度を証明する書類の写しのいずれか（入所、入院者は対象外）の添付が必要】

保護者氏名	**岸和田　陽子**		
看護、介護を必要とする方の氏名	**岸和田　達郎**	児童との続柄	**祖父**
看護等日数・時間	月平均　**31**日	**10**時　**00**分　～　**16**時　**00**分	

記入例
（就学、出産、疾病・障害、看護・介護の場合）

令和９年度チビッコホーム児童シート

記入例

LINE
□ 登録済

記入日　　月　　日

◎ このシートは、チビッコホームから保護者へのご連絡時等に使用します。

ふりがな	きしわだ　はなこ	施設名	城内　チビッコホーム
児童氏名	岸和田　華子	学年	1　年生

住所	自宅付近略図	目印になる場所（公共施設・商業施設・道路など）を基準にご自宅付近の地図を描いてください。
岸和田市　岸城　町　丁目 7番(番地)1号マンション岸城205号 自宅電話番号 ×××-×××××		

◆保護者勤務先情報

氏名(続柄)	岸和田 太郎（父）	氏名(続柄)	岸和田 陽子（母）
勤務先名・部署名	○△×（株）○△×営業部	勤務先名・部署名	×○△（株）×○△営業部
勤務先電話番号	○○-○○○-○○○○	勤務先電話番号	○○-○○○-○○○○
所在地	岸和田市×○△町×番○号	所在地	大阪市○△×区○△×町○番△号
勤務時間	（平日）9時00分 ～ 18時00分 （土曜）9時00分 ～ 12時00分	勤務時間	（平日）9時00分 ～ 17時00分 （土曜）　時　分 ～　時　分

◆緊急連絡先　※緊急時は①から順に連絡いたします。

氏名(続柄)	① 岸和田　陽子（母）	② 岸和田 和子（祖母）	③ 大阪 俊美（祖母）
電話番号	090-●●●●-●●●● （携帯　自宅　勤務先）	◆◆◆-◆◆◆◆ （携帯　自宅　勤務先）	○○○-○○○○ （携帯　自宅　勤務先）
氏名(続柄)	④ 岸和田 太郎（父）	⑤　（　）	⑥　（　）
電話番号	○○-○○○-○○○○ （携帯　自宅　勤務先）	 （携帯　自宅　勤務先）	 （携帯　自宅　勤務先）

◆塾や習い事に通う日と内容、チビッコホーム退室予定時間

月		時　分	木		時　分
火	スイミング	16時00分	金		時　分
水		時　分	土		時　分

↓緊急時にお迎えが必要な場合がありますので必ず記入してください。

◆迎えに来られる保護者等（主に迎えに来られる順に記入してください。）

順位	氏名	児童との続柄	電話番号
①	岸和田　陽子	母	090-●●●●-●●●●
②	岸和田　和子	祖母	◆◆◆-◆◆◆◆
③	大阪　俊美	祖母	○○○-○○○○

◎　保護者等とは、保護者のほか祖父母、ファミリーサポートセンター（協力会員）等、成人（１８歳以上）の方を指します。

食物アレルギー調査票

記入例

※ 食物アレルギーが「あり」又は「過去にあり」場合は、この調査票を提出してください。
※ 診断書、食事指示書等をお持ちの場合はコピーを添付してください。

1　児童基本情報			
児童氏名（ふりがな）	**岸和田 華子**　（　**きしわだ　はなこ**　）		
学年	**1**　年	**施設名**	**●●**　チビッコホーム
2　食物アレルギーの状況			
医師の診断	☑あり　【診断年月：　**R8**　年　**5**　月】　□ なし		
診断書・食事指示書等	☑あり　【添付：☑あり　□ なし】　□ なし		
検査等	☑あり　【検査年月：　**R8**　年　**5**　月】　□ なし		
3　除去が必要な食品			
該当する食品に○を付け、必要に応じて具体的な食品名・除去範囲を記入してください。			
小麦 ・（卵）・ 乳 ・ そば ・ 落花生 ・ あわび ・ いか ・ いくら ・ えび ・ オレンジ ・　かに ・ キウイフルーツ ・ 牛肉 ・ くるみ ・ さけ ・ さば ・（大豆）・ 鶏肉 ・（バナナ）・　豚肉 ・ もも ・ やまいも ・ りんご ・ ゼラチン ・ ごま ・ カシューナッツ ・ アーモンド ・ マカダミアナッツ ・ その他の食品　食品名を記入（例：ぶどう）〔　　〕			
具体的な除去内容	（例）「卵」が該当する場合、「生卵だけ不可」「卵を含む加工食品も不可」等 **卵については、完全除去。バナナは、生食以外は大丈夫です。大豆は、醤油・味噌など加工品は大丈夫です。**		
4　症状・アナフィラキシー			
主な症状	☑口・舌・喉の違和感・腫れ　□ じんましん・発疹　□ 嘔吐・腹痛・下痢 □ 咳・ゼーゼー・呼吸困難　☑顔色不良・意識障害　□ その他（　　）		
症状発現まで	食品を摂取してから症状が出るまで：約（　**5**　）分		
アナフィラキシー	☑あり　【発症年月：　**R8**　年　**7**　月】　□ なし		
過去の対応	病院・家庭での処置や対応：**病院を受診し、食物アレルギー検査を実施。**		
5　服薬・エピペン等			
服薬	☑あり　【薬名：●●　服用方法・タイミング：**食後に錠剤を服用**　】　□ なし		
エピペン	医師から処方：☑あり　【持参：☑毎日　□ その他（　　）】　□ なし		
保管場所	**ランドセルの中**		
医師からの指示	緊急時を含めた対応についての指示：**エピペンを注射し、救急車を呼んでください。**		
6　学校・家庭での対応			
学校での対応	☑あり　【内容：**給食も除去対応しています。**　】　□ なし 学校生活管理指導表：☑あり　□ なし		
家庭での対応	家庭での食事・除去等について：**除去対応しています。**		
7　チビッコホームでのおやつ			
おやつ提供	☑チビッコホームのおやつを希望　□ 持参する　□ その他（　　）		
除去対応	☑必要　□ 不要		
コンタミネーション※	☑ 配慮が必要　□ 配慮は不要 ※食品の製造・調理・取扱い等の際に、原材料として使用していないアレルゲンが意図せず混入することです。		
具体的な配慮	必要な配慮・提供できない食品等：**アレルギー原材料が入っているものは提供不可。**		
8　確認事項			
記入日	令和**8**年　**11**月　**16**日	**記入者**	**岸和田 陽子**　（続柄：　**母**　）
【お願い】症状・除去食品・医師の指示等に変更があった場合は、速やかにお知らせください。			

伺　本件、決定してよろしいか

課長	担当主幹	担当員

＊市使用欄	システム入力	台帳

記入例

放課後児童健全育成事業（チビッコホーム）

延長保育（　利用、中止　）申請書

令和**9**年**1**月**15**日

岸 和 田 市 長　様

（申請者）

住　　所：**岸和田市岸城町7番1号マンション岸城205号**

保護者氏名：　**岸和田　太郎**

次のとおり、延長保育の（利用・中止　）を申請します。

児童氏名・学年	**岸和田　華子**　（　**1**　年生）	
施　設　名	**城内**　チビッコホーム	
延長保育利用申請月 【利用時間】 午後6時～6時30分 別途延長保育料が必要	利用	「通年」もしくは利用する月に〇をしてください。
		通年・４・５・６・７・８・９・10・11・12・１・２・３（月）
	中止	（　　）月から（　５時　・　６時　）に退室

【注意事項】

※　児童１人につき１通提出してください。

※　利用開始、利用変更の場合は、希望月の前月 25 日までに申請してください。提出が遅れた場合、希望に添えない場合があります。

※　利用は月単位です。（日割り計算はありません。）

※　延長保育料の減免制度はありません。

※　最終保育時間は午後６時 30 分です。お迎えは時間厳守で行ってください。遅刻が続く場合は延長保育の利用許可を取り消します。

※　延長保育を利用中止する場合は、最終利用日当日までに提出が必要です。提出が翌月に遅れた場合、利用の有無に関わらず提出月分まで延長保育料が必要となります。

※　チビッコホームを利用中止する場合、延長保育の利用も併せて中止となりますのでこの書類の提出は不要です。

伺　本件、下記審査欄のとおり決定してよろしいか

部長	課長	担当主幹	担当員

＊市使用欄	システム入力	台帳

記入例

令和９年度放課後児童健全育成事業(チビッコホーム)負担金減免申請書

令和**9**年**1**月**15**日

岸和田市長　様

（申請者）

住　　所：**岸和田市岸城町７番１号マンション岸城205号**

保護者氏名：　**岸和田　太郎**

放課後児童健全育成事業利用負担金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

児童氏名・学年		**岸和田　華子**　（　**1**　年生）
施設名		**城内**　チビッコホーム
減免を受けたい理由 （該当理由の番号に〇）		申請に必要な添付書類
① （〇）	令和８年度 住民税非課税世帯	令和８年１月１日現在 ◆岸和田市外の住民基本台帳に記載のあった人のみ ⇒令和８年度【令和７年中所得分】住民税 所得課税証明書を添付 【令和８年１月１日現在、住民登録があった市町村で発行を受けてください。(課税証明書は申請日前３ヶ月以内に発行されたもので、世帯で該当する人全員の証明が必要)】 ◆世帯員全員が岸和田市の住民基本台帳に記載のある人 ⇒書類添付不要
２	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書 【岸和田市生活福祉課で発行します。】

（注意事項）

◇ 児童１人につき１通提出してください。
◇ 申請書を提出された翌月分から年度末分まで減免対象となります。(遡って減免されません。)
　ただし、利用許可申請と同時に申請された場合は当月分から減免対象となります。
◇ 新年度の利用に向けて３月31日までに申請された場合は４月から減免が適用されます。
◇ 延長保育料及び諸費、傷害保険料は減免の対象ではありません。
◇ 年度途中に減免規定に該当しなくなった場合は、該当しなくなった翌月から負担金が必要です。
◇ 世帯構成が変更となる場合は、再度申請書の提出が必要です。
◇ 必ず申告を済ませておいてください。申告されていない場合は、審査できず負担金が必要となります。

＊審査欄　**記入しないでください。**	
添付書類	１．住民税所得課税証明書　　２．生活保護受給証明書
減免の承認	１．承認（非課税世帯　、　生活保護世帯　） (令和　年　月～　年　月分、減免額計　円) ２．却下（課税世帯　、　その他【　】）

◆チビッコホームＱ＆Ａよくある質問集◆

Q1　市直営と民間とどう違うか？

Ａ1　市直営は岸和田市が運営し、民間は社会福祉法人等が運営しています。市直営は市内どのチビッコホームでも利用条件、利用料金、開設時間など同じ運営体制ですが、民間は施設ごとに設定されています。（詳しくは直接民間事業所へお問い合わせください。）市直営チビッコホームを見学したい場合は、施設に連絡の上お越しください。

Q2　保護者の就労時間と利用許可は関係あるのか？

Ａ2　申請の規定条件を満たしていれば就労時間、日数は関係ありません。（点数制度なし。）

Q3　無職の祖父母が同居している場合、チビッコホームは利用できないのか？

Ａ3　保護者の就労条件のみ審査対象となります。

Q4　一斉受付と随時受付とどう違うのか？

Ａ4　一斉受付の利用決定は低学年優先となりますが、随時受付の利用決定は学年に関わらず申し込みの受付順となります。

Q5　チビッコホームを利用している児童は、次の年も優先して利用できるのか？

Ａ5　優先利用はありません。毎年3月末で利用している児童全員が利用中止となります。次の年も引き続き利用を希望する場合は、申し込み手続きが必要です。

Q6　兄弟姉妹で利用を希望する場合、同時に利用できるのか？

Ａ6　兄弟姉妹の優先利用制度はありません。定員を超えて待機児童が発生する場合は、１人は利用でき、もう1人は待機という場合もあり、他の児童と同じようにお待ちいただきます。

Q7　低学年優先と聞いているが、必ず1年生は4月１日から利用できるのか？

Ａ7　一斉受付期間（1月）に申請した場合は、低学年優先で利用決定しますが、随時受付（一斉受付期間以降）の場合は、まず一斉受付期間に申請のあった児童の利用（定員を超えている場合は待機順位）を決定した後、随時受付順に利用決定します。定員に空きがあれば利用できますが、たとえ低学年でも優先して利用することはできません。定員を超えている場合は1年生でも空きができるまでお待ちいただきます。

Q8　待機となった場合、いつになったら利用できるのか？

Ａ8　欠員（利用中止者）が生じてから待機順位１番（順次繰り上げ）の方に利用案内の文書をお送りします。利用を希望する場合は利用手続きが、その時点で利用が不要となっている場合は利用取下手続きが必要です。また、案内時期は欠員が生じてからとなりますので、待機順位に関係なく未定です。

Q9　利用するチビッコホームは自由に選べるのか？

Ａ9　利用申請できるのは、児童が在籍する小学校区に開設するチビッコホームのみです。校区外のチビッコホームに利用申請することはできません。また、2ホーム以上開設している場合の利用ホームは子育て支援課が決定します。なお、チビッコホーム未開設の東葛城小学校区については、山滝チビッコホームの利用となります。東葛城小学校区の申込詳細につきましては、子育て支援課にお問い合わせください。

Q10　転入・転居予定であるが、利用申請はできるのか？

A10　市外より転入予定の方で、入学（転校）する小学校が確定している場合は、入学（転校）予定先のチビッコホームで利用申請できます。市内転居の場合も入学（転校）する小学校が確定している場合は、入学（転校）予定先のチビッコホームに利用申請できます。いずれも入学（転校）先が未確定の場合は、確定してからの利用申請となります。その際、一斉受付期間内を過ぎ随時受付となった場合は、低学年優先適用が受けられませんのでご了承ください。また、一斉受付期間を過ぎてから当初申し込みと異なる小学校に入学（転校）することになった場合、いったん申し込んだ利用申請は無効となり、新たに入学（転校）するチビッコホームでの利用申請が必要です。

Q11　求職中でも利用申請できるのか？

A11　利用審査ができませんので、求職中は利用申請できません。

Q12　退職したら、すぐチビッコホームが利用できなくなるのか？

A12　退職時、退職月の翌月から再就職（就労日数・時間の要件を満たしている場合）することが決まっていれば引き続き利用できます。なお、退職時に再就職先が決まっていない場合は、利用できなくなり利用中止の手続きが必要です。一旦利用中止した後、再度利用する場合は改めて利用申請が必要です。
なお、転職・再就職した場合は就労時間や日数が規定を満たしているか再審査する必要がありますので、新しい勤務先で「就労証明書」を受け、「チビッコホーム変更届」とともに提出してください。

Q13　子どもを出産するため仕事を休職するが、チビッコホームは利用できるのか？

A13　令和9年度より産前・産後期間後の育児休業中も利用できることになりました。ただし、雇用先で発行された（個人事業主の方はご自身が発行した）就労証明書に育児休業期間と復職（予定）年月日が記載されている必要があります。

Q14　所得更正により年度途中で住民税が変更（課税⇔非課税）になった場合、負担金はどうなるのか？

A14　課税世帯から非課税世帯になったときは、申請により減免制度を受けることができます。ただし、申請した翌月分からが対象となります。また、減免制度の適用を受けている場合で非課税世帯から課税世帯になったときは、遡って減免適用が取り消されます。いずれの場合も速やかにお届けください。

Q15　婚姻または離婚したが、負担金等はどうなるのか？

A15　世帯構成等当初申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに子育て支援課（利用中は、チビッコホームでも可）にお届けください。負担金や減免適用が変更になる場合があります。減免適用が取り消された場合は、変更が生じた日の属する翌月分から負担金を請求いたします。

Q16　負担金（延長保育料を含む。）及び諸費を滞納した場合、どうなるのか？

A16　3ヶ月以上滞納すると利用中止の措置を取らざるを得ません。やむを得ない事由により支払いが困難な場合は、分納等納付方法について子育て支援課へご相談ください。

Q17　チビッコホームを全く利用しなかった月でも負担金及び延長保育料、諸費を払わないといけないのか？

A17　チビッコホームでは一時利用中止（休室）の制度を設けていません。よって、1ヶ月以上の間出席しない場合は利用中止のお届けをしていただかなくてはなりません。また、自己都合により結果的に1日も出席しなかった場合でも、児童が利用するものとしてチビッコホームでは各種受入準備をしていますので負担金（延長保育料を含む。）及び諸費はお納めいただきます。

Q18 負担金(延長保育料を含む。)の口座振替をする口座は、利用児童のものでもいいのか？

A18 口座振替の口座名義人は、チビッコホーム利用許可申請書に記入された保護者に限ります。申請書に父の名前を記入した場合、父名義の口座で口座振替のお手続きをしてください。母や児童名義での口座ではお手続きいただけません。(保護者＝納付義務者＝口座振替名義人)

Q19 インフルエンザで学級閉鎖になったが、うちの子は元気なのでチビッコホームに出席していいのか？

A19 潜伏期間の可能性もあり、感染防止のため閉鎖開始日からチビッコホームは利用できません。チビッコホームは異学級・異学年の児童が一緒に生活をする場ですので、ご協力をお願いします。

Q20 お迎えに行く予定であったが、急用ができ予定の時刻までに行けなくなってしまい、どうしたらいいのか？

A20 お迎えの時間、お迎えに来る人が変更になる場合は、直ちにチビッコホームへ連絡してください。

Q21 チビッコホームから緊急対応でお迎え要請が来たが、申請した利用時間までに子どもを迎えに行くことが難しい。

A21 児童の安全確保の観点からチビッコホーム(子育て支援課)からお迎え要請を行った場合、保護者等がお迎えに来られるまでチビッコホームで児童をお預かりします。この措置に伴う延長料金は不要です。お迎え要請が来た場合は、必ず折り返しチビッコホームにお迎えの予定時刻と来られる方のお名前・続柄をご連絡ください。

Q22 食物アレルギーがあり一部除去食が必要であるが、除去食対応はどのようになっているのか？

A22 除去食対応でチビッコホームでのおやつの提供を希望する場合は、チビッコホームから事前に提供予定のおやつの内容をお知らせし、保護者ご自身で提供することの可否を判断していただき、“可”と回答いただいたもののみ提供します。個別対応となりますので、利用開始までにチビッコホーム支援員からご説明いたします。なお、除去対応が難しくご家庭からご持参いただく場合の諸費は半額(1,000 円)となります。

Q23 4年生以上の児童も、低学年の児童と同室で運営するのか？

A23 同室で運営することになります。

Q24 利用許可申請書第1面で「1週間の利用予定日数」という記入欄があるが、利用する日数がどれくらいになるか未定である場合はどうすればいいか？

A24 記載した日数しか利用できなくなるわけではありませんし、今後予定日数が変わっても届出等は必要ありませんので、現時点においての見込み日数として記載してください。

例：土曜日も含めて毎日利用する可能性が高いのであれば6日、
土曜日は利用しない可能性があれば5日、
習い事を週1回予定し、土曜日も利用しない見込みであれば4日となります。
なお、この予定日数は利用許可や待機の順番とは関係ありません。

◆その他◆

きしわだファミリー・サポート・センター

育児の援助をして欲しい人(依頼会員)と育児の援助ができる人(協力会員)が会員となって、地域で助け合う組織です。

問い合わせ先：〒596-0045 岸和田市別所町3-12-1(市立保健センター3階)
TEL 072-437-7933 月～金の午前9時～午後5時 15 分